8　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成26年12月１日（月曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は作業療法士国家試験臨時事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9　８に関する問合せ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100－8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

理学療法士作業療法士試験委員の公告

第50回理学療法士国家試験及び第50回作業療法士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成26年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

試験委員長　岡島　康友

副委員長　近藤　和泉

委員

安倍　基幸	穴水　幸子	池田　聡
池田　望	池田　官司	池田　由美
石川　公久	石川　隆志	上村　真紀
内山　靖	漆葉　成彦	大久保寿美
大野　宏明	加賀谷　斉	烏山　亜紀
川手　信行	河村　顕治	木村伊津子
坂田　祥子	関　勝	曽根川達司
種村　留美	中馬　孝容	野上　雅子
橋本　健史	花山　耕三	埴原　秋児
淵岡　聡	前田　眞治	間瀬　教史
松永　篤彦	馬庭　壯吉	村上　新治
八並　光信	横田　元実	

第45回視能訓練士国家試験の施行

視能訓練士法（昭和46年法律第64号。以下「法」という。）第11条の規定により、第45回視能訓練士国家試験を次のとおり施行する。

平成26年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　試験期日　平成27年２月26日（木曜日）

2　試験地　東京都及び大阪府

3　試験科目　基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第５項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所において、３年以上、視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成27年３月20日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、外国語、心理学、保健体育、生物学、物理学、数学（統計学を含む。）及び教育学、倫理学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち２科目の各科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所において、１年以上、視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成27年３月20日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）ただし、平成16年４月１日前に法第14条第２号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所に入学し、又は入所した者で学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は規則第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、英語、心理学、保健体育及び教育学、倫理学、生物学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち２科目の各科目を修めた者に対しても、受験資格を認める。

⑶　外国の視能訓練に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で視能訓練士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑷　法の施行の際（昭和46年７月19日）現に厚生大臣が指定した養成所において、視能訓練士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は当該知識及び技能を修得中の者であって、その修得を法施行後に終えたもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は視能訓練士国家試験臨時事務所において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは視能訓練士養成所又は視能訓練士国家試験臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及びあて先を記入し、522円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの

イ　４の⑴、⑵又は⑷に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　視能訓練士国家試験受験資格認定書の写し（視能訓練士国家試験臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴、⑵又は⑷に該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成27年３月20日（金曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成26年12月15日（月曜日）から平成27年１月５日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、視能訓練士国家試験臨時事務所とする。

ウ　下記に掲げる事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　パソナ・札幌
宮城県　パソナ・仙台
東京都　パソナ
愛知県　パソナ・名駅
大阪府　パソナ・大阪
広島県　パソナ・広島
香川県　パソナ・高松
福岡県　パソナ・福岡
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成27年１月５日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、15,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成27年２月16日（月曜日）までに郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、平成27年３月30日（月曜日）午後２時に厚生労働省及び７の⑵に掲げる各地の視能訓練士国家試験臨時事務所にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。